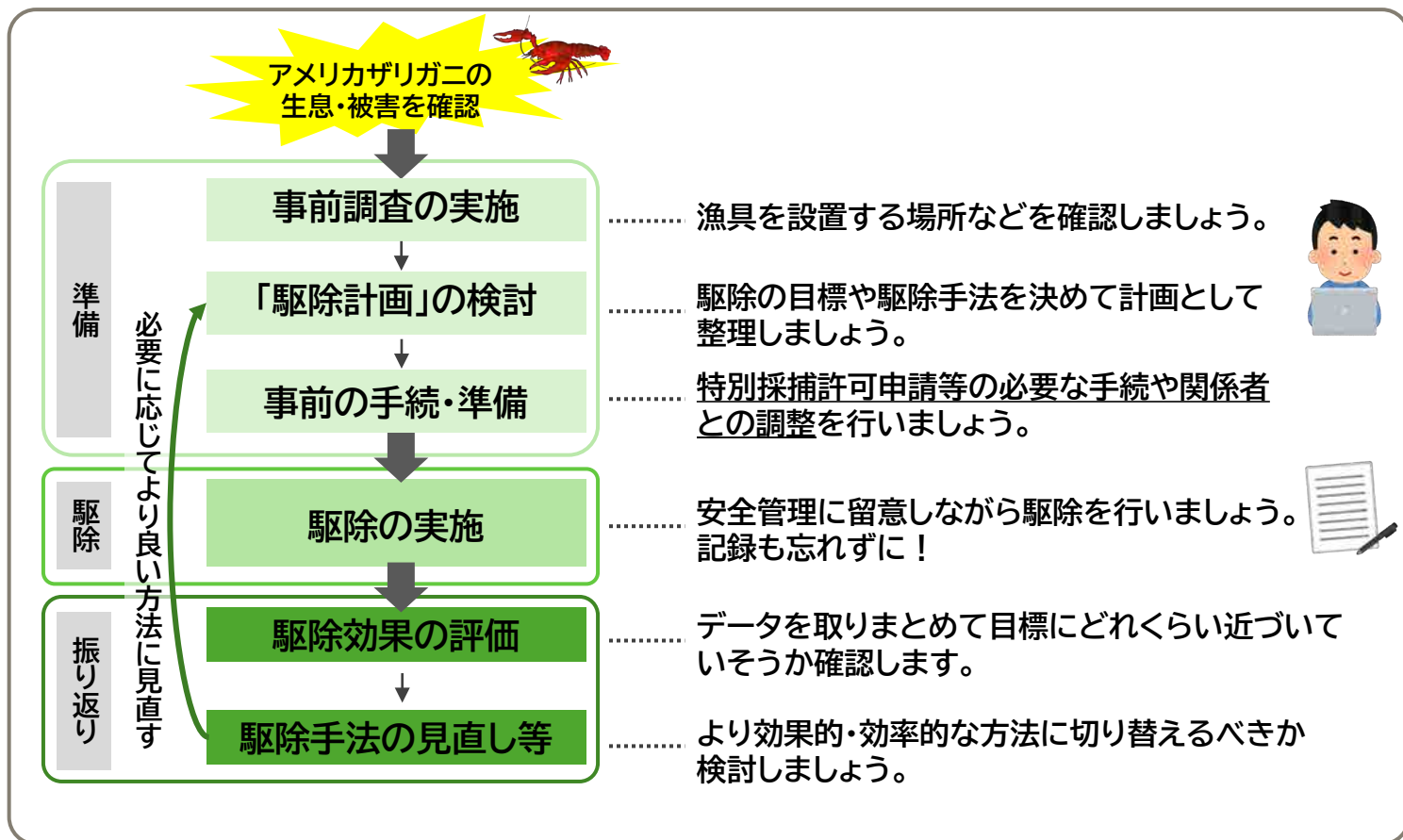


## 順応的な駆除活動の流れ

- 駆除の目標や方法などを「駆除計画」として整理することで、駆除活動の効果を確認しながら、順応的に駆除を継続していきましょう。



## 駆除計画を作りましょう(任意)

駆除計画の様式は  
ここからダウンロードできます



### 【駆除計画の主な項目】

項目	内容
(1) 駆除の目標	“目指す状態”を数値やため池の見た目などで設定する。
(2) 駆除活動の実施期間	(1)の目標を達成するための活動期間を設定する。
(3) 駆除の内容	使用する漁具や設置場所、実施時期、回数などを決める。 (P.7~12参照)
(4) 駆除の実施体制	駆除を行う主なメンバーや役割を整理する。
(5) 駆除個体の処分方法	地方公共団体の廃棄物のルールを確認し、処分方法を決める。
(6) 結果の記録・評価方法	記録する項目を事前に決めて、記録野帳なども準備する。 (p14参照)
(7) 必要な手續	駆除活動に必要な許可・申請の内容や方法を整理し、 地方公共団体の担当部局等と事前に調整・相談をする。
(8) 安全管理・対策	安全管理・対策の具体的な内容や、緊急連絡先などを明示する。
(9) その他の留意事項	現地作業時の留意事項を確認し、計画に記載する。

駆除個体の処分方法を決めておきましょう。

- 捕獲したアメリカザリガニは逃げ出さないように密閉した容器で持ち帰り※1、冷凍などにより殺処理をした後に、廃棄又は埋設をしましょう。
- 埋設する場合は、野生生物に掘り返されないよう深く埋めることが望ましいです。なお、各地方公共団体の担当窓口には必ず事前に相談しましょう。
- 冷凍の場合は、1晩では蘇生する可能性があるため、1週間程度冷凍庫で保管しましょう。
- 廃棄する場合は各地方公共団体の分別や廃棄物処理ルールに従い、一般ごみ又は事業系ごみとして廃棄しましょう。



密閉して持ち帰った後に冷凍

※1 防除事業の一環での飼養等(生きた状態での持ち帰り等)は、「業」としての飼養等に当たるため飼養等基準を遵守する必要があります。

アメリカザリガニの飼養等基準の内容について(環境省HPより)

→ [https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/regulation/pdf/amezari\\_shiikukijun.pdf](https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/regulation/pdf/amezari_shiikukijun.pdf)

駆除に当たっては許可申請※2が必要な場合があります。

漁業調整規則  
(一部の県では  
「内水面漁業調整規則」)

内水面における水産動植物の採捕に際し、水産動植物の種類や大きさ、採捕の期間や区域、使用する漁具や漁法について禁止又は制限をしている場合があります。そのため、漁業調整規制の適用を除外するための特別採捕許可が必要な場合があります。まずは、都道府県の関係窓口(水産部局)に確認してみましょう。

外来生物法

アメリカザリガニは条件付特定外来生物のため、防除活動の許可申請などは基本的に不要ですが、放出、頒布、購入などの規制がありますので、事前に確認してください。

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/regulation/kisei.html>

※2 ここで例示した他にも手続が必要となる場合がある。詳細は手引の第5章参照。

事前・当日の安全管理・対策は万全に！



- ため池周辺の危険箇所を事前に確認しましょう。
- 流れの速い水路では、水深が浅くても足が取られるため、注意しましょう。



- 危険生物の対策を万全に！  
(スズメバチ、マムシ、ダニ、クマ等)
- かぶれやケガの原因となる植物もあるため、長袖・長ズボン・帽子等を着用しましょう。



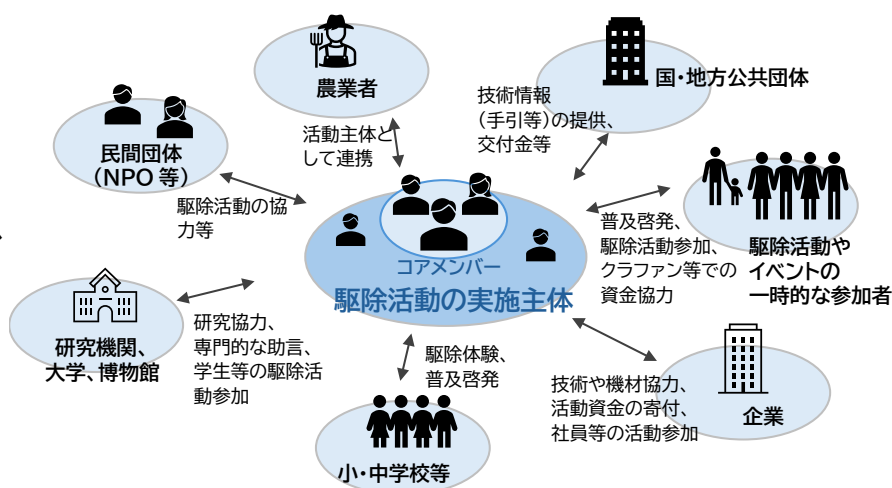
- 駆除作業やイベントの開始前に危険な場所や注意点について、お互いに声に出して確認しましょう。



- 夏期の駆除活動では熱中症対策は必須です。
- 水分や塩分の補給、こまめな休憩を呼びかけましょう。

## 駆除活動を“継続”するための体制をつくる

- アメリカザリガニの駆除活動を途中で中止してしまうと、あっという間に元の状態に戻ってしまいます。
- 低密度管理に移行できるまで、駆除活動を継続することが何よりも大事です。
- 目的に応じて他の組織からの協力も得ながら、無理なく継続できる実施体制を構築していきましょう。



目的に応じて多様な主体と連携し、  
活動の継続性を確保しましょう

## 実施体制における活動主体の役割

### 事務局機能の維持

- 年間の活動内容の整理・共有
- 活動継続のための資金の調達
- 中心メンバーの確保・育成 (リーダー、経理 等)



### 駆除活動の方針・目標等の検討と実践

- 駆除計画の作成・見直し
- 駆除活動の実務作業一式 (関係者との調整、許可申請、安全管理等)
- 記録の取りまとめ等



### 外部参加者・協力者の巻き込み

- 企業・民間団体等との連携に向けた声かけや、イベント等を通じた継続的な活動参加者の巻き込み



### 専門家等との連携

- 専門家※に対して、計画への助言、生物調査時の同定等の協力を依頼

※専門家の例

- 近隣の大学の教授、
- 研究機関職員、
- 博物館等の学芸員 等



### 情報発信

- 活動実績の発信 (SNSやWEBサイト運営)
- イベント等の募集案内



### 普及啓発

- 勉強会やパンフレット配布等によるアメリカザリガニの被害実態、駆除の必要性等の普及啓発



### 資金調達手段の例

- ▶ 多面的機能支払交付金(農林水産省)  
農村環境保全活動のうち、「外来種の駆除」として活動できます。  
([https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen\\_siharai.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html))

NPO法人シナイモツゴ郷の会(宮城県大崎市)

シナイモツゴ(絶滅危惧種)を守るため、ブラックバスやアメリカザリガニの駆除、住民や児童も参加しての保護増殖や環境啓発に長年取り組んでおり、本種の保護増殖に成功している。



シナイモツゴ(絶滅危惧種)



地元農業者への指導



アメリカザリガニ駆除研修



捕獲したアメリカザリガニ



学生の駆除体験学習



アメリカザリガニの試食

写真:NPO法人シナイモツゴ郷の会提供

嘉年ゆめ倶楽部(山口県山口市)

ほ場整備を機に組織された地元環境保全団体。令和2年から、夏休みの児童親子を対象に、ビオトープの保全作業やため池でのアメリカザリガニ駆除などを内容とする「生きもの観察会」を開催し、地域住民に豊かな環境の継承と環境保全活動への参加を促す取組を行っている。



開催案内(チラシ)



生きもの観察会



アメリカザリガニの解説



アカハライモリ



アブサンショウウオ



イシドンコ

中国四国農政局の調査で確認された在来生物

## よくある質問

Q. アメリカザリガニの駆除において、環境省の外来生物法が定める防除計画の作成・申請は必要ですか。

A. 捕獲や、環境省が定める飼養等基準を遵守した条件付特定外来生物の運搬・一時保管については、申請不要です。ただし、捕獲したアメリカザリガニを生きたまま販売・頒布する場合等申請が必要な場合もあります。

以下の二次元バーコードからご覧になれます↓



アメリカザリガニの規制の詳細は以下のリンク先をご覧ください。

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/regulation/kisei.html>

Q. アメリカザリガニの駆除の際に必要な許可・申請はどのようなものがありますか。

A. 各都道府県の漁業調整規則に基づく特別採捕許可の他、希少な生物が生息している場合は、国が定める種の保存法や文化財保護法等に基づく捕獲許可申請等が必要となることがあります。

Q. アメリカザリガニの駆除を行う際に、特別採捕許可申請は必須ですか。

A. 駆除を検討している場所や期間、使用する漁具等が、都道府県が定める漁業調整規則により禁止又は制限されている場合、申請が必要です。まずは各都道府県の水産部局の担当窓口を確認してみましょう。

Q. 駆除したアメリカザリガニは生きたまま持ち帰ってもよいですか。

A. 個人が飼育する範囲では持ち帰ってもよいですが、飼えなくなったからといって池等に放出するのは違法となります。

より詳細な規制内容については環境省のホームページをご確認ください。

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/regulation/kisei.html#qa1>

## 関連資料



このパンフレットの記載内容は、農林水産省が公表している『農村地域におけるアメリカザリガニ防除の手引』にて、より詳しく解説しています。

以下の二次元バーコードからご覧になれます↓



環境省が発行している『アメリカザリガニ対策の手引き』(2022年)や『アメリカザリガニ防除マニュアル』(2023年)も併せてご覧ください。

以下の二次元バーコードからご覧になれます↓



## お問合せ先

■お問合せ先：農林水産省 農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 農村環境対策室  
代表:03-3502-8111(内線5490)／ダイヤルイン:03-3502-6091

(令和8(2026)年3月)